

幸手市郷土資料館 令和4年度 企画展



明治十四年の巡幸と明治二十九年の行幸で
明治天皇の行在所になった中村家に伝わる
明治天皇ゆかりの品々を公開します。

— 中村家の資料 —

明治天皇 幸手行在所

陸軍少将正二位勳一等
田中光顕書



幸手市郷土資料館

令和4年 新型コロナウイルス感染状況により
開催スケジュールを変更する場合があります。

7.20(水) → 9.25(日)

開館時間：午前9時～午後5時
休館日：期間中の月曜日と9月20日(火)
ただし、9月19日(月・祝)は開館します

〒340-0125 埼玉県幸手市大字下字和田58-4
Tel 0480-47-2521



明治天皇幸手行在所 — 中村家の資料 —

開催にあたって

天皇が外出することを「行幸（ぎょうこう）」、行先が2か所以上になることを「巡幸（じゅんこう）」といいます。また、天皇が臨時に滞在する場所は、「行在所（あんざいしょ）」と呼ばれます。

明治天皇は、明治5年（1872）から同18年（1885）までの間に、6回、日本全国を巡幸されました。このうち、明治9年（1876）の東北地方への巡幸（「奥羽巡幸」）と、同14年（1881）の山形・秋田・北海道への巡幸（「山形県・秋田県・北海道巡幸」）のとき、明治天皇は幸手に宿泊しています。

行在所となったのは、明治9年は、江戸時代に幸手宿本陣を勤めた知久家、同14年は、幸手宿右馬之助町の旧家中村家でした。

また、明治29年（1896）10月に鷲宮で行われた近衛師団小機動演習天覧のため、3日間、明治天皇の行在所となったのも中村家でした。

このように「明治天皇幸手行在所」の歴史をもつ中村家には、明治天皇から下賜された「御紋散三ツ組盃」をはじめ、明治天皇ゆかりの資料が伝えられ大切に保存されてきました。今回、そうした貴重な資料の展示をお許しいただきました中村行生様に心から感謝申し上げます。

この展示をとおして明治天皇の巡幸・行幸と近代における幸手の歴史について、より深く市民のみなさまに理解していただきたいと思ひます。

令和4年7月 幸手市郷土資料館

この展示にあたり、次の方にご協力いただきました。

記して感謝申し上げます。

協力者（順不同 敬称略）

〈個人〉

中村行生 中村恭子 高橋千代子 大熊昭子 榎本博

辻岡健志

〈機関〉

春日部市郷土資料館 宮内庁宮内公文書館

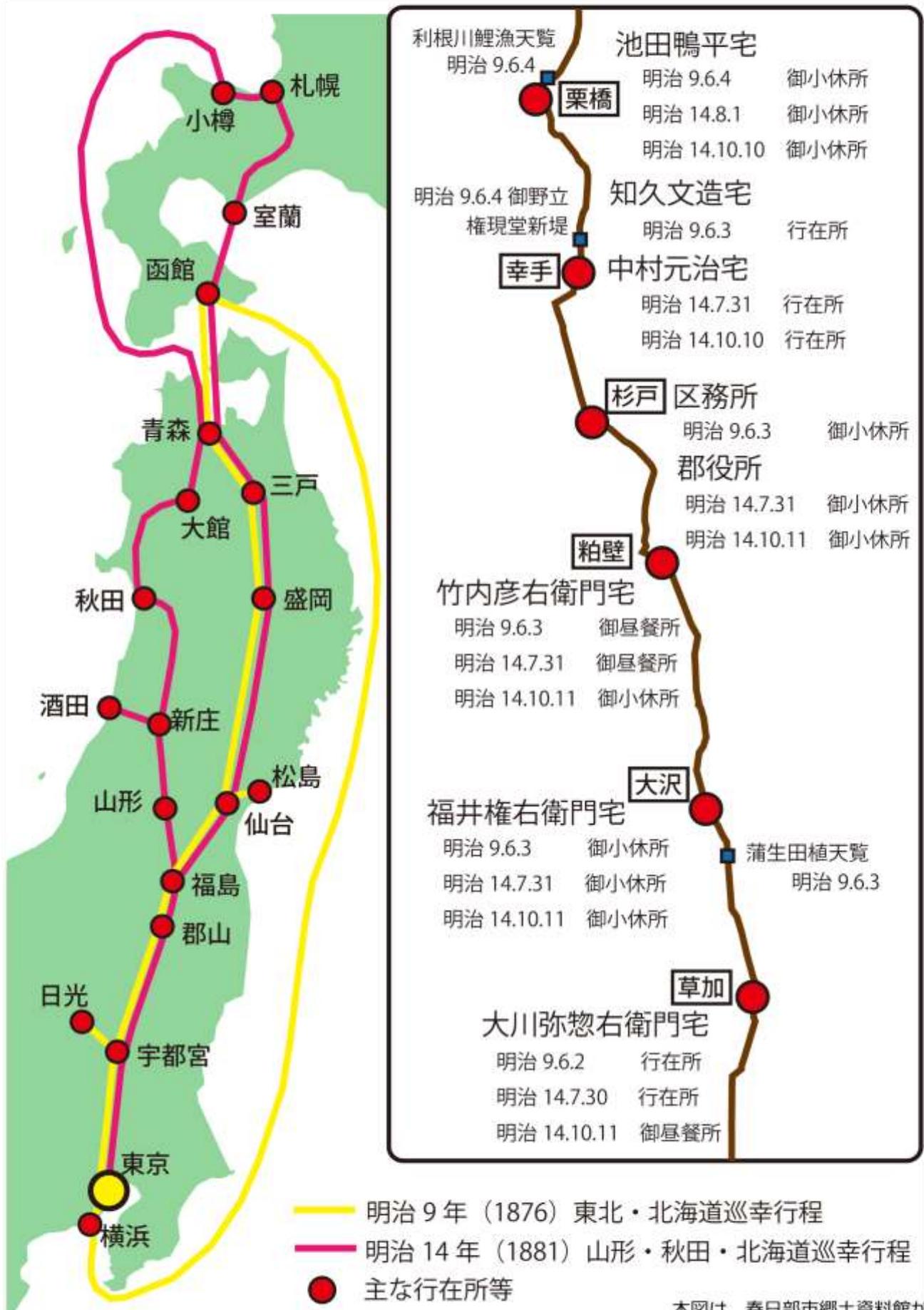
松山市子規記念博物館

おもな参考文献

中村正三郎編『明治天皇幸手行在所』（昭和14年）中村達也「冬休み自由研究 明治天皇幸手行在所 文献及当時の人の話をまとめて」（昭和29年）栃木県立博物館『明治天皇と御巡幸』（平成9年）『埼玉県行政史 第二巻』（平成2年）埼玉県『自治資料埼玉縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第貳輯 明治天皇御遺蹟之部』（大正13年）文部省『史蹟名勝天然記念物保存法規』（昭和12年）北原糸子「東京府における明治天皇聖蹟指定と解除の歴史」（平成14年『国立歴史民俗博物館研究報告 第121集』所収）西村幸夫「『史蹟』保存の理念的枠組みの成立 「歴史的環境」概念の生成史 その4」（平成5年 日本建築学会計画系論文報告書 第452号）



明治9年・明治14年 明治天皇の巡幸行程図



- 明治9年（1876）東北・北海道巡幸行程
- 明治14年（1881）山形・秋田・北海道巡幸行程
- 主な行在所等

本図は、春日部市郷土資料館が作成し提供を受けたものです。



明治14年の巡幸と幸手の行在所

明治天皇は、明治5年（1872）から同18年（1885）にかけて全国を巡幸します。これを「六大巡幸」といいます。

明治14年（1881）の奥羽北海道御巡幸は、山形県・秋田県、そして北海道を巡るものでした。

7月30日午前8時、東京の仮皇居を馬車で出発した明治天皇は、同日午後2時、草加に到着され、大川弥惣右衛門宅を行在所としました。

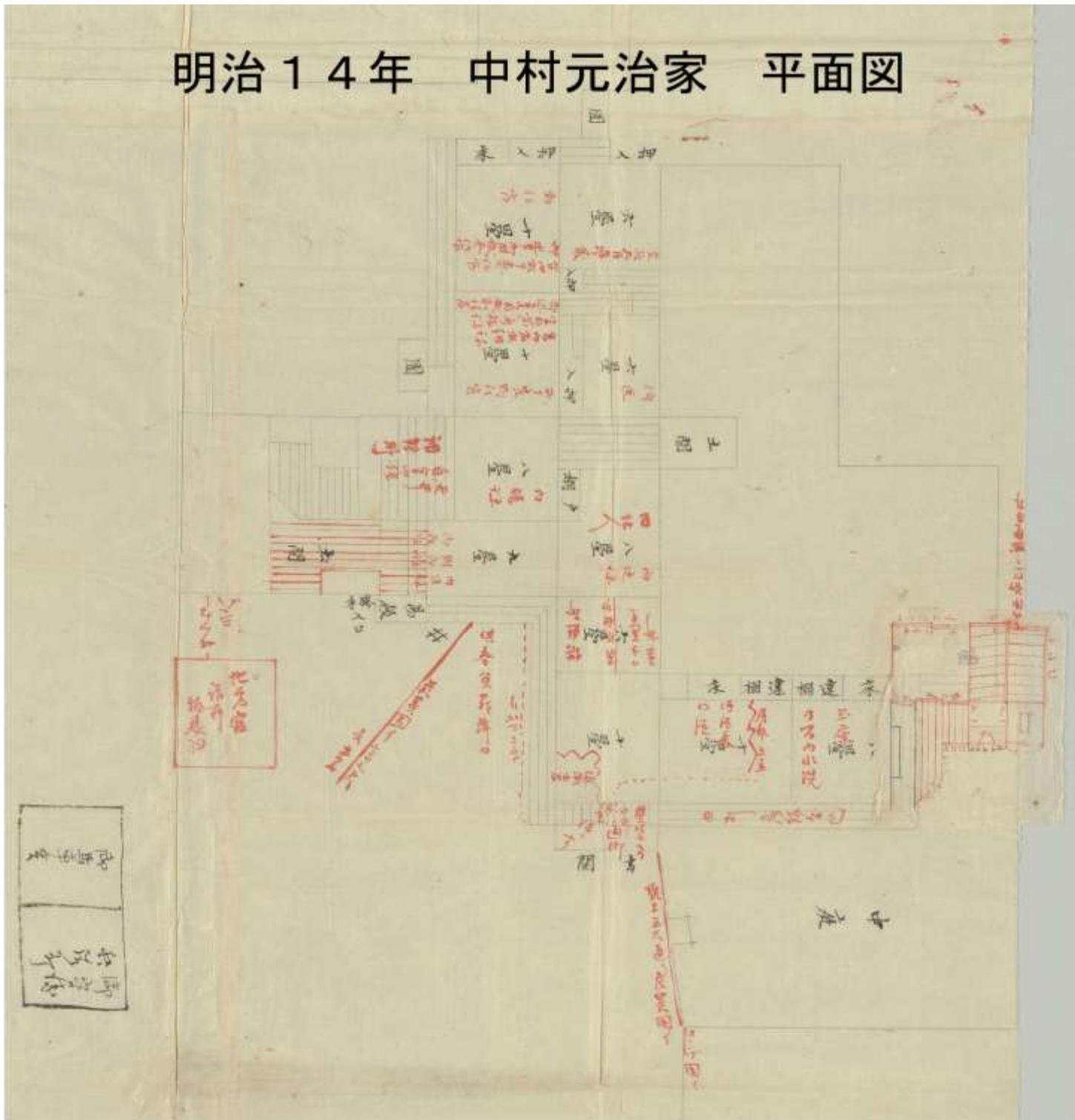
翌31日午前7時、草加を出発、大沢（越谷市）と杉戸が「御小休所」となり、粕壁（春日部市）の「御昼食所」で昼食をとられました。

そして、午後2時10分に幸手に到着され、中村元治（もとじ）家が行在所になりました。

8月と9月の2か月をかけた巡幸を終えられた明治天皇は、10月10日午前7時に小山（栃木県小山市）を出発され、利根川に架けられた軍橋を徒歩で渡られます。幸手へのご到着は、午後1時57分。行在所は、このときも中村元治家でした。



明治14年 中村元治家 平面図



「奥羽御巡幸行在所其他之図 第一／明治14年」39193（宮内庁宮内公文書館所蔵）
明治14年に行在所が置かれた幸手宿中村元治家の図面（部分）。

行在所となった中村家では、明治天皇を迎えるため次のような準備を行いました。

- ・ 玄関の壁の塗替えと水洗い、帆木綿（ほもめん）の敷込み
 - ・ 御座所など全体的に水洗い
 - ・ 縁側に薄縁（うすべり）の敷込み
 - ・ 玄関に続く瓦堀の屋根の上へ、高さ3尺（約1メートル）の目隠し用の葎簀（よしず）設置
 - ・ 表門の屋根瓦修繕と左右の堀を釘メ、渋黒塗り
 - ・ 御湯殿の新設、渡り廊下を斜めに建て足し
 - ・ 台所調理場の全体的な水洗い、天井へ金巾（かなきん）木綿を張る
 - ・ 2間×3間の物置を御料馬車舎に模様替
 - ・ 5間×3間の物置を御板輿の置き所と輿丁の休み所とし、10畳の畳を敷き込む など
- なお、行在所の手当と自己負担した250円余の修繕費に対して50円の賜金と賜品が下賜されます。

2

明治29年の行幸と幸手の行在所

明治29年(1896)10月に鷲宮で行われた近衛師団小機動演習天覧のため、3日間、明治天皇の行在所となったのも中村家で、当主は元治の長男の慎太郎でした。

近衛師団とは、皇居守護や儀仗(儀式)に任じた陸軍の師団です。師団は、陸軍部隊の一つで、旅団の上であり、司令部を有し、独立して作戦を行う「戦略単位のことです。なお、旅団は、連隊の上で、師団の下に位置します。

近衛兵は、全国から選抜されます。品行方正にして資産中流以上で一定以上の学業成績・学歴を有する者が選ばれました。

小機動演習とは、「陸軍軍隊機動演習条例」第1条に「師団以下の演習」で「旅団長、近衛都督、師団長が統監するもの」もしくは「近衛都督、師団長の指揮するもの」としています。

これに対し大機動演習は、師団もしくは2師団以上の演習で軍隊を監督する職である監軍が統監するものでした。



中村家平面図 明治二十九年行在所當時



明治29年の行幸で明治天皇の行在所となった当時の中村家平面図
『明治天皇幸手行在所』所収の図を元に作成した。



中村家に伝わった明治天皇ゆかりの資料

明治14年(1881)の巡幸と同29年(1896)の近衛師団小機動演習天覧行幸の2度にわたり、合計日数5日間、行在所となった中村家には、明治天皇から下賜品や使用された多くの関連資料が伝えられました。

このうち「御紋散三ツ組盃(ごもんぢらしみつくみさかずき)」は、明治14年に下賜されたものです。

また、このとき使用された「行在所建札(たてふだ)」と「蚊帳釣鉤(かやつりかぎ)」が伝えられています。

明治29年10月20日、21日、22日と3日間使用されたものとしては、「机」と「行灯(あんどん)」「茶碗」「軒釣行灯(のきつりあんどん)」があります。

このうち「軒釣行灯」は、上高野の小森谷建具店で製作されたものだという記録が残っています。





御紋散三ツ組盃

ごもんぢらしみつぐみさかずき

明治14年の巡幸のとき下賜された盃。

大きさは、大中小の三種ある。直径は大137mm、中120mm、小106mm。

朱塗りの盃の内側に7つの菊花紋(きっかもん)がほどこされている。菊花紋は、「十六葉八重表菊」。八重菊をかたどった皇室の紋章で「菊の御紋」ともいう。

収納する木箱の蓋の表面には「御紋散シ三ツ組」、裏面には「明治十四年第七月 幸手 中村氏」の墨書がある。





明治天皇ご使用の茶碗

直径は133mm。内側には波模様と3羽の鶴、そして3つの菊花紋（きっかもん）がほどこされている。側面の文様は、梅唐草紋（うめからくさもん）とみられる。



行在所建札 (中村家所蔵)



机 (幸手市郷土資料館所蔵)



行灯 (幸手市郷土資料館所蔵)



軒釣行灯 (幸手市郷土資料館所蔵)



蚊帳釣鉤 (幸手市郷土資料館所蔵)



説明用の木札 (中村家所蔵)



説明用の木札 (幸手市郷土資料館所蔵)

4

「明治天皇幸手行在所」の史蹟指定と解除

行在所の歴史を後世に伝えるため、昭和8年（1933）4月、中村家邸内に「明治大帝行在所御跡」記念碑が建立されます。

さらに、同10年（1935）11月、「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づき、文部大臣は中村家の行在所を「明治天皇幸手行在所」として史蹟（明治天皇聖蹟）に指定しました。

これをうけ中村家では、史蹟の管理者である幸手町長の小林善次郎らと相談し、国庫補助を受け標識と制札を昭和12年（1937）4月に建設しています。

花崗岩（かこうがん）製の標識に刻まれた「明治天皇幸手行在所」の文字は、明治29年（1896）の行幸の時、宮内次官として供奉した陸軍少将の田中光顕（みつあき）伯爵が揮毫（きごう）したものです。

こうして戦前に指定された全国の明治天皇の史蹟377件は、昭和23年（1948）6月29日、文部省告示により史蹟名勝天然記念物保存法に基づき、一括解除されています。

明治天皇幸幸手行在所

田中光顕が揮毫した標識用の原稿（幸手市郷土資料館所蔵 市指定文化財 中村家文書）



明治天皇幸幸手行在所跡 記念繪葉書



幸手市郷土資料館所蔵 市指定文化財



幸手市郷土資料館所蔵

「明治大帝行在所跡 記念繪葉書」（幸手市郷土資料館所蔵 市指定文化財 中村家文書）

昭和14年(1939)11月、中村家当主の中村正三郎(せいざぶろう)は、明治天皇の聖蹟に関する記録が散逸する現状を憂い、聖蹟保存のため巡幸当時の記録を収集し『明治天皇幸手行在所』を編さんしています。

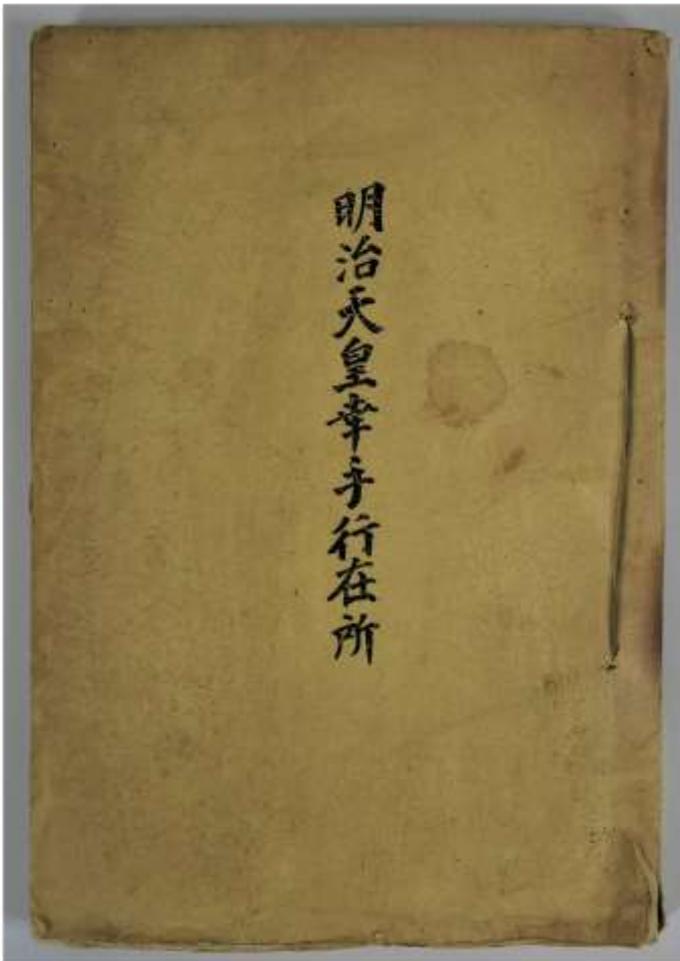
内容は、史蹟指定にいたる経緯を記した記録をはじめ、明治9年(1876)、同14年(1881)の巡幸と、同29年(1896)の行幸に関する記録類をまとめたもので、貴重な資料集となっています。

編者の中村正三郎は、巻頭の「謹みて編むの記」で、編さんの趣旨や経緯を述べています。

この中で資料の提供者として宮内次官の白根松介(まつすけ)男爵をはじめ、幸手尋常高等小学校長を勤めた高橋浅次郎を紹介し謝意を表しています。

また、幸手町役場が保存していた「往復文書綴」とする行政文書も典拠資料にあげています。

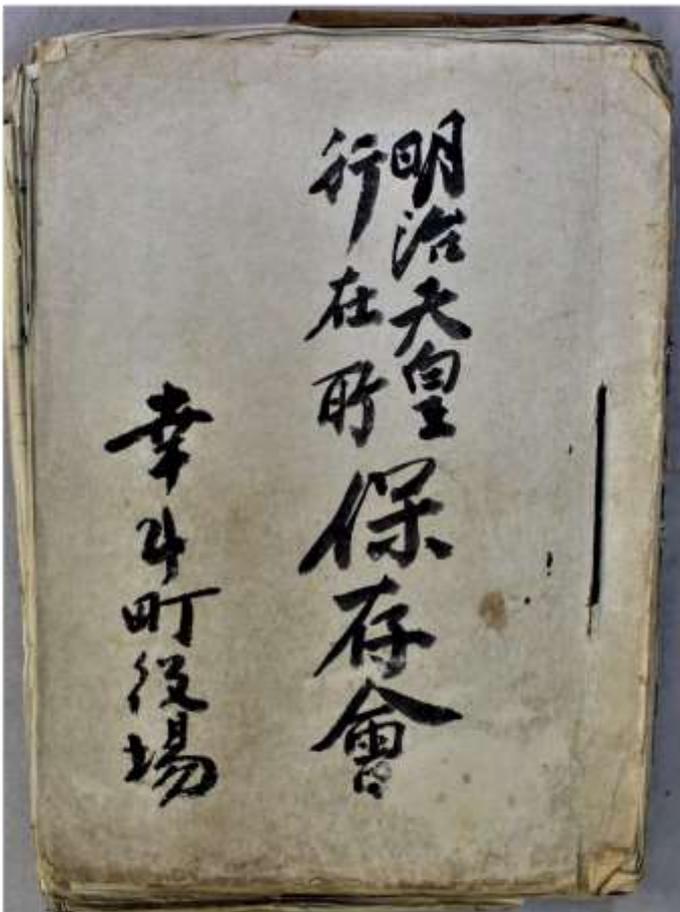




中村正三郎編『明治天皇幸手行在所』（昭和14年11月）（幸手市郷土資料館所蔵）



「明治天皇幸手行在所」跡の現況（中1丁目）



「明治天皇行在所保存会」文書綴り 幸手町役場
（幸手市郷土資料館所蔵）

『明治天皇幸手行在所』を編集するにあたり、中村正三郎は、「幸手町役場保存の往復文書綴りより材料を得」と巻頭の「謹みて編むの記」に記しているが、おそらくこの文書綴りがそれにあたるものと考えられる。

綴りには、大正11年（1922）から昭和24年（1949）までの公文書が綴られている。内容は、明治天皇幸手行在所関係資料のほか、埼玉県が昭和15年（1940）に指定した正福寺境内の大槨と義賑窮餓之碑の史蹟天然記念物指定関係文書と、文部省が昭和16年（1941）に指定した明治天皇権現堂堤御野立所の史蹟指定関係文書が綴られている。

菊咲て龍駕幸手にとぐまりぬ

正岡子規

俳聖とも称される正岡子規の句です。
後上辰雄は、著書『幸手町誌』に、この句を紹介し、子規が、明治二十九年十月の近衛師団小機動演習のとき「拝観に来られて詠み奉ったもの」と説明しています。同じ句は、子規の句集『寒山落木 五 明治廿九年』（国立国会図書館所蔵）の季語「菊」の項にも掲載があります。同じ句集の季語「贈（もす）」の項に「演習の野中の杉や鶯の聲」という句も、このときのものでしょうか。
句に明治天皇の文字はありませんが、「龍駕（りようが）」は天皇が乗られる車のことなので、明治天皇が「幸手にとぐまりぬ」ということは、行在所となった中村家に滞在されたことをよんだものでしょう。



幸手市郷土資料館 令和4年度 企画展パンフレット
明治天皇幸手行在所 —中村家の資料—

編集・発行 幸手市郷土資料館
発行日 令和4年7月20日

